

7 関係団体及び周辺市町との連携

(1) 全国組織

ア. 全国基地協議会

駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体をもって昭和30年に組織されて以来、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決方策を強力に推進することを目的として関係予算の獲得運動などを含め次の事業に取り組んでいる。

◎事業

1. 国有提供施設等所在市町村の実態調査並びに研究
2. 国有提供施設等の所在に伴う税収の欠陥に関する対策
3. その他本会の目的達成に必要なこと

◎加盟団体数及び組織

平成2年4月現在、262都市町村(1都129市132町村)が加盟しており、会長(1名)、副会長(若干名)、理事(若干名)、監事(2名)の役員がいる。役員は加盟団体の長の中から選ばれており、現在、横山和夫横須賀市長が会長となって運営されている。なお、事務所を全国市長会内におき全国市長会の社会文教部が事務局を担当している。また、活動については防衛施設周辺整備全国協議会と同一歩調をとっている。(東京都千代田平河町2丁目4番2号)

イ. 防衛施設周辺整備全国協議会

防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体をもって昭和47年に組織され、自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として、関係予算獲得のための運動などを含め次の事業を行っている。

◎事業

1. 損失の補償及び障害の防止又は軽減に関する調査研究及びその対策
2. 防衛施設周辺整備に関する調査研究及びその対策
3. 飛行場周辺の安全に関する調査研究及びその対策
4. その他防衛施設周辺整備に関し、必要と認めた事業

◎加盟団体数及び組織

平成2年4月現在292市町村(125市167町村)が加盟しており、会長(1名)、副会長(若干名)、理事(若干名)、監事(2名)の役員がおり、現在、栗原勝浜松市長が会長となり運営されている。なお、活動は全国基地協議会と合同で行っており全国基地協議会と同様に事

務局を全国市長会におき社会文教部が事務局を担当している。

ウ. 全国市議会議長会基地協議会

全国の米軍諸施設、自衛隊及び旧軍港等の施設に関係ある市議会議長で組織されており、基地関係都市共通の問題の調査、研究並びにその具体的解決方を推進することを目的としており次の事業を行っている。

1. 基地施設の所在することによる税収欠陥、特殊財政需要等に関する対策
2. 基地が周辺に所在することによる周辺整備対策
3. その他本会の目的達成に必要な事項

また、基地の返還都市に共通する財産処理の対策に関することについての事業並びに国の関係予算獲得に向けての実行運動等を行っている。153市町村（平成2年4月現在）が加盟しており、横須賀市議会議長横井薫氏が会長の職にあり、福生市議会の仲村清信議長が副会長に就任している。事務局を全国市議会議長会（東京都千代田区平河町2丁目4番2号）に置き、政務第一部が所管している。

なお、関東地区の加入市町村の議会議長で「全国市議会基地協議会関東部会」を組織して同様の活動を行っている。

（東京都及び神奈川、山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の各県）

（2）基地周辺市町との組織

〔横田基地周辺市町基地対策連絡会〕

横田基地周辺の関係市町の連携組織としては、昭和45年4月から防衛施設の所在することによっておこる諸問題の調査並びに具体的な解決と地域住民の福祉向上を図ることを目的として7市2町の代表者各3名で「立川・横田基地対策協議会」が設置されていたが立川基地の返還に伴い解消されている。その後、7市2町の基地対策担当職員で同様な組織をつくり情報交換等を行っていたが、現在は横田基地が所在する市町（4市2町）の基地対策事務担当者で「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を構成（昭和58年5月発足）し、基地の所在することによって起こる共通の諸問題を調査研究と地域住民の福祉の向上を図るための具体的解決についての調査研究を行っており、基地に関する情報交換や昭和58年から始まった空母艦載機の離着陸訓練の中止要請等を行い（要請行動は関係市町長連名）、また横田基地と同様に基地が所在することによって起こる同様な悩みを抱える関係市町村等への視察研修等を行っている。

(3) 国及び東京都等の機関

ア. 防衛施設庁の仕組み

基地周辺対策等の実施機関として、防衛庁の中に防衛施設庁があり、8防衛施設局と1支局が設置されている。横田基地関係は東京防衛施設局が管轄している。

〔東京防衛施設局〕

1. 所在地 港区赤坂9丁目7番45号 ☎03-3408-5211
2. 組織 次長制の下4部15課1室4官
3. 管轄区域 関東信越の1都7県(東京、新潟、群馬、長野、栃木、茨城、埼玉、千葉)
4. 所掌事務

総務部 総務、会計、広報に関すること

防衛施設設置運営についての調査及び資料の作成収集

施設部 防衛施設の取得及び維持管理

損失補償

米軍使用の「施設及び区域」の提供及び返還

事業部 施設発生物品等の処理

特別調達資金による南鳥島、硫黄島への液体燃料の調達

米軍事故による損害賠償

防衛施設周辺の生活環境等の整備事業

建設部 防衛施設の建設工事の実施

防衛の用に供する施設の工事の調査及び研究

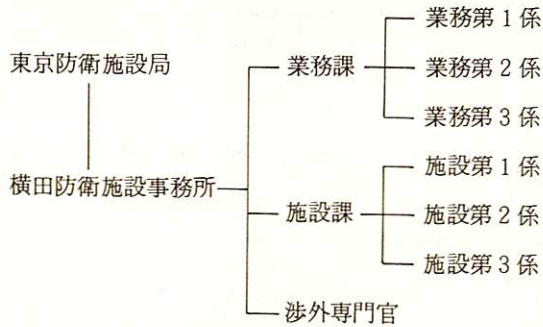
防衛施設事務所、出張所

6防衛施設事務所と1出張所(新潟、前橋、水戸、入間川、横田、千葉の防衛施設事務所と小笠原出張所)が設置されており、防衛施設及び周辺対策等に関連した、地元における窓口となっている

〔横田防衛施設事務所〕

1. 名称 東京防衛施設局 横田防衛施設事務所
2. 所在地 福生市熊川864番地 ☎0425-51-0319

3. 組織



(平成3年3月現在 職員数16名)

4. 管轄区域 東京都の区部、町田市、清瀬市及び島しょを除く24市5町1村の区域(町田市、清瀬市は東京防衛施設局直轄)

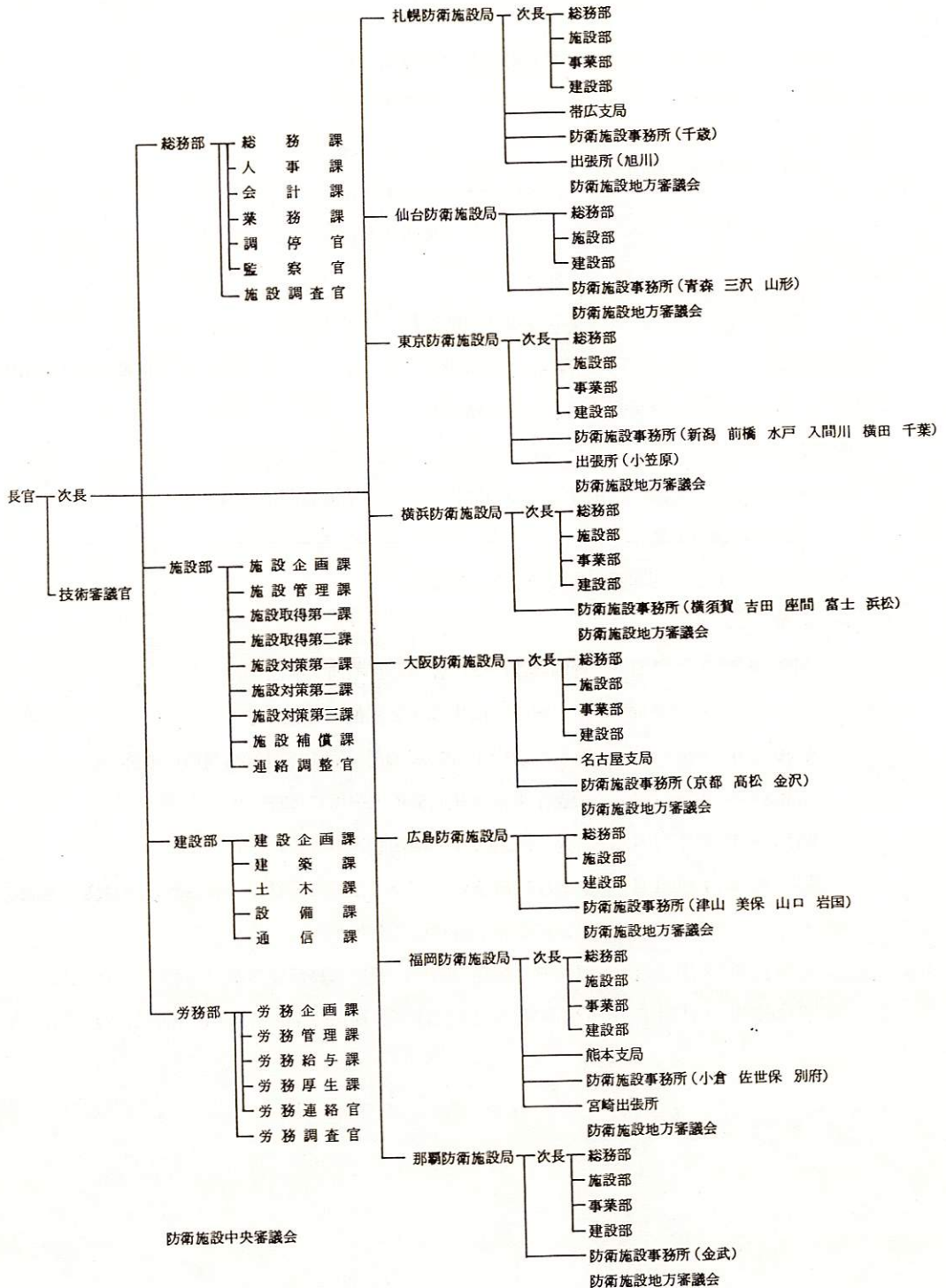
5. 所掌事務

- 米軍及び自衛隊が使用する施設の取得、管理、補償並びに建設工事
- 基地周辺対策業務
- 地位協定18条関係(事故補償)賠償業務

6. 沿革

- 昭和24年 7月 1日 特別調達庁横田監督官事務所として発足
(福生町福生2,3,28番地)
- 昭和25年 4月 1日 特別調達庁東京特別調達局横田監督官事務所に改称
- 昭和27年 4月 1日 調達庁東京調達局横田出張所に改称
- 昭和28年 8月 1日 調達庁東京調達局横田調達事務所に改称
- 昭和37年11月 1日 防衛庁設置法の一部を改正する法律が公布され、東京防衛施設局横田防衛施設事務所となる
- 昭和47年 3月 事務所が現在の場所に完成し移転する
- 昭和62年 5月21日 立川防衛施設事務所が、横田防衛施設事務所に統合され現在に至る

防衛施設庁組織図



イ. 東京都の基地関係窓口

都における基地関係の窓口は、主に基地返還対策や跡地の利用についてを担当する都市計画局総合計画部が担当しており横田基地関係は多摩開発企画室である。また、航空機騒音に係る環境基準の地域指定に関連して、騒音防止の観点から航空機騒音調査を環境保全局大気保全部騒音振動課が担当している。それぞれ、基地対策に関連して、都市計画局では、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(昭和37年1月設立)を通じ、関係予算の確保や対策の充実について要望を行っている。環境保全局では、関係省庁(環境庁、防衛施設庁、外務省)や基地等に対して、航空機騒音防止対策の推進に関して要請等を行っている。

市では、東京都市長会を通じ、基地周辺自治体のまちづくりに都単独の援助施策の企画実現の要請、基地周辺自治体の生活環境整備対策として、専門的な組織を設けるなど、基地問題を総合的に対処する窓口を設けるよう強力に要請を行っている。

なお、都市計画局では基地資料集「東京の基地」、環境保全局では「航空機騒音調査結果報告書」を発行しており、今回この資料を参考にさせていただいた。

ウ. 財団法人 防衛施設周辺整備協会

住宅防音工事の工事関係窓口となっている財団法人、防衛施設周辺整備協会は、昭和52年6月1日に設立された。

同協会は防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸問題の解決と改善のため、必要とされる施策についての調査及び研究を行い、その結果を国及び地方公共団体等の施策に反映させ、又必要な事業の推進に協力し、もって民生の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としており、次のような事業を行っている。

1. 助成事業

- (1) 放送受信障害対策として、国の補助を受け、飛行場等の周辺特定地域のNHK放送受信契約者に対し、その放送受信料(地上放送)の半額を助成する。
- (2) 住宅防音事業を実施した生活保護世帯に対し、国の補助を受け、空気調和機器の使用に伴う電気料金を助成すること。
- (3) 自衛隊現地機関が実施する防衛施設周辺住民との融和を図るための行事に対し、経費の一部を関係団体に助成する。
- (4) 防衛施設周辺市町村又は自衛隊等協力団体が実施する自衛隊等と防衛施設周辺住民との融和を図るための行事に対し、経費の一部を関係団体に助成する。

2. 講演会等の実施

- (1) 防衛施設周辺市町村との共催により、学識経験者等を招き、各種講演会を実施する。
- (2) 防衛施設周辺市町村との共催により、その地域に適應した市民活動講演会等を実施する。

3. 調査研究

- (1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸施策について、必要な調査研究を行う。

(2) 防衛施設と周辺住民の生活環境との調和を図りつつ、飛行場等の周辺財産を有効に利用することについて、調査研究を行う。

(3) 住宅防音の工法及び防音効果等について、調査研究を行う。

(4) 航空機騒音等に関する基礎的調査研究を行う。

(5) 防衛施設周辺の航空機騒音等に関し、大学等と学術、技術の交流を行う。

4. 国からの受託事業

(1) 飛行場等の周辺に係る騒音等の調査を行う。

(2) 防衛施設の周辺において、民生安定対策事業に関する基礎調査を行う。

(3) 防衛施設の周辺財産について、巡視及び清掃等の経常的管理業務を行う。

(4) 防衛施設の周辺について、立木調査を行う。

5. 住宅防音事業

(1) 飛行場等の周辺において、住宅防音事業の事務の受託業務を行う。

(2) 住宅防音事業で設置した空気調和機器の機能復旧事業の事務の受託業務を行う。

(3) 住宅防音事業の実施の円滑化を図るため、現地関係機関等と緊密な連絡調整を行う。

6. 研修会等の実施

(1) 防衛施設周辺整備全国協議会との共催により、全国基地周辺対策実務中央研修会を実施する。

(2) 地方基地周辺対策協議会等との共催により、基地周辺対策実務地方研修会を実施する。

7. 出版等事業

機関紙「調和一基地と住民」、「防衛施設広報」、「防衛施設庁幹部職員録」等の出版を行う。

8. 広報事業

機関紙「調和一基地と住民」及び「防衛施設広報」を関係機関等に無償で配布する。

※ 上記1～8は、平成2年度の事業を列記したものであるが、一般的には、5. の住宅防音事業関係が知られている。

住宅防音工事についての問い合わせ等は、市役所、横田防衛施設事務所、と上記の協会（東京支所）が行っており、工事の申し込みは、市役所で受付を行い、その後は、上記の協会から工事等に関する連絡が、申し込み者に行くことから始まる。

幸いにして、市内に東京支所が設置されているため、利用者の便が図られている。

○本 部 〒105 東京都港区芝3-41-8 駐健保会館内 03-3451-9221

○東京支所 〒197 福生市牛浜92-6 岩田ビル3階 0425-52-6061